江府町告示第５６号

江府町畜産経営緊急救済事業費補助金交付要綱の一部改正をここに公布する。

令和８年１０月１３日

江府町長　白石祐治

江府町畜産経営緊急救済事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

令和８年１０月１３日
江府町告示第５６号

江府町畜産経営緊急救済事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

改正後

第１～８条　略

別表（第３条、第６条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 重要な変更	6 実績報告期限
酪農経営支援	大山乳業農業協同組合(以下「大山乳業」という。)	令和８年４月から同年９月までの月毎に大山乳業が示す乳用牛（経産牛）１日１頭あたりの飼料価格又は上限額２，３５５円のどちらか低い額から基準価格２，３２７円を減じた額に乳用牛（経産牛）頭数と日数を乗じて得た額	１／４以内	補助金の増額に係るもの	令和８年12月28日

改正前

第１～８条　略

別表（第３条、第６条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 重要な変更	6 実績報告期限
酪農経営支援	大山乳業農業協同組合(以下「大山乳業」という。)	（１）令和７年４月から同年９月までの月毎に大山乳業が示す乳用牛（経産牛）１日１頭あたりの飼料価格又は上限額２，３５２円のどちらか低い額から基準価格２，２７４円を減じた額に乳用牛（経産牛頭数）と日数を乗じて得た額 （２）令和７年１０月から令和８年３月までの月毎に大山乳業	１／４以内	補助金の増額に係るもの	令和８年３月27日

					が示す乳用牛（経産牛）１日１頭当たりの飼料価格又は上限額２，３５５円のどちらか低い額から基準価格２，３２７円を減じた額に乳用牛（経産牛）頭数と日数を乗じて得た額		

附　則

この要綱は、令和８年１０月１３日から施行し、令和８年度事業から適用する。